

自転車に乗る前に確認しましょう！

令和4年11月1日から

「自転車安全利用五則」が 変わりました！！

New

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用 ※

※ ヘルメット着用は全年齢対象です。

自転車の
保険加入は
義務だよ！



出典：静岡県 暮らし交通安全課

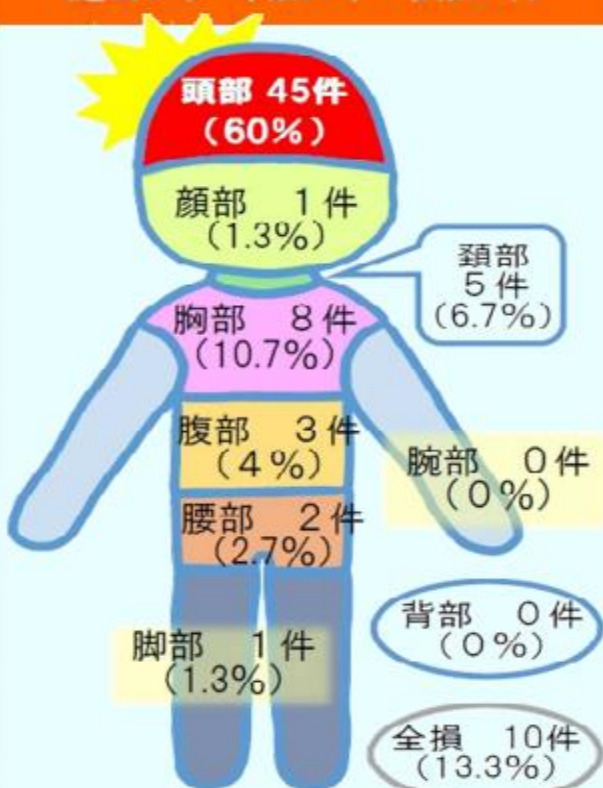
4月1日から

自転車利用時の ヘルメット着用が 「努力義務化」に！



令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車事故死者の人身損傷部位
(過去5年・平成29年～令和3年)



※ 全損（致命傷が複数）

※ 窒息・溺死等6件を除く 【出典：警察本部】

自転車事故で亡くなられた方の致命傷となった部位は、頭部が6割を占めています。ヘルメットは、転倒した場合などに頭部への衝撃を軽減する効果がありますよ。



大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう！